

県南広域振興局長告示第219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成22年12月28日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

- 1（1） 道路の種類 県道
- （2） 路線名 一関北上線
- （3） 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
北上市稲瀬町字地藏堂15番地先から字前田161番1地先まで	新	B 38.4～16.8 m	m 2,069.3
	旧	A 13.8～9.1	1,950.0
		B 38.4～16.8	2,069.3

- （4） 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
 - イ 期間 平成22年12月28日から平成23年1月28日まで

- 2（1） 道路の種類 県道
- （2） 路線名 弥栄金成線
- （3） 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市花泉町金沢字柴ノ沢3番7地先から字馬骨14番1地先まで	新	m 26.7～15.0	m 80.0
	旧	17.5～11.2	80.0

- （4） 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター
 - イ 期間 平成22年12月28日から平成23年1月28日まで